

林務部コンプライアンス推進行動計画の取組状況 (林務行政の信頼回復に向けた林務部改革の推進)

(資料2)

- 本庁・現地機関のコミュニケーションを活発にするため、積極的にテレビ会議等を開催し、打ち合わせの機会を増加
- 本年7月に生じた不適正受給事案では、大北森林組合の事案の反省を踏まえ、迅速な対応を実施
- 今年度の重点事項として取組んでいる「しごと改革については、業務の棚卸しを実施し、多くの意見が寄せられたところであり。今後、優先順位をつけながら、改善に取り組む。

① コミュニケーションの活性化に向けたテレビ会議等の開催

- ・平成28年度については、本庁・現地機関のコミュニケーションを活発にするため、積極的にテレビ会議を開催
(全所属が参加するものをこれまで4回)
- ・特に4月には、人事異動を踏まえ、新たに林務部の所属となった者を対象に補助金不適正受給事案の経過とコンプライアンス推進行動計画に基づく取組内容について研修会を実施



本庁と現地機関でのテレビ会議

② 不適正な事案が生じた際の組織的かつ迅速な対応

- ・昨年度、不適切な事案発生時の対応を整理した要綱を策定
- ・平成28年7月に森林づくり推進支援金において、申請者での契約関係書類改ざんによる不適正受給事案が発覚
- ・現地機関からの一報後、2日で原因（申請者による関係書類の日付の改ざん）、現地機関の対応（規定に沿った調査を実施）を確認し、知事に報告。発覚から9日で補助金返還請求を実施など迅速に対応

③ 林務部の業務全般に対象を広げたしごと改革の推進

- ・林務部の業務が県民の皆様からの期待に応えられるものとなるよう、部の業務全般に対象を広げ、不用不急の業務や非効率な業務の進め方を見直す
- ・6月から本庁・現地機関において、事務事業全般の点検を行う
「業務棚卸し」を実施し、延べ311項目の課題・提案が寄せられ、優先順位等の整理を行い、1つ1つ業務の改善に取り組む



「業務棚卸し」のための所属内検討会

林務部コンプライアンス推進行動計画の取組状況 (林務部の組織風土の改善事例)

○ 研修方式の改善

- ・これまで講義形式が主体であった職員研修について、昨年のワークショップ等の経験を踏まえ、小グループで意見交換を行うグループワークを積極的に実施
- ・考えを述べる力、相手の意見を聴く（質問する）力を養成



グループワーク形式での研修(H28.7)

○ 部長による現地の課題把握

- ・部のトップ自ら課題を直接把握するため、現地機関を訪問し、林務課長等と意見交換を実施中
- ・把握した課題を部の組織風土等コンプライアンス推進行動計画の取組にも反映



現地機関を訪問し意見交換

○ 林務部の歴史を踏まえた研修の実施

- ・戦後荒廃した森林を緑に戻すため、使命感と情熱をもって地域の中に入って指導を行った林業技術普及員を紹介するなど、林務部の歴史、森林・林業施策の原点に立ち返った内容を研修で実施

山の昔 (塩尻峠から諏訪湖を望む:1886年、明治19年) (放送大学付属図書館蔵)



戦中戦後だけではなく
長野県の山の利用の歴史

山の今 (塩尻峠から諏訪湖を望む)



2009年

1886年

戦後荒廃した森林が先人たちの努力により緑豊かに(H28.7)

○ 本庁での毎朝ミーティングの実施

- ・平成28年4月に部長以下本庁メンバーの大幅な人事異動があったことを踏まえ、情報共有や意思決定の円滑化のため、毎朝ミーティングを3か月間実施
- ・ミーティングでは、短時間で行うことを意識づけるため、着席せず、起立して行い、取組状況の確認と部幹部からの指示を10分程度で実施



起立でのミーティング

林務部コンプライアンス推進行動計画の取組状況 (造林補助事業の運用改善の定着・普及等)

- 造林補助事業の運用改善については、改正した要領の内容等を県職員に対する研修会や森林組合等に対する説明会を通じて、周知・徹底。
- 2人体制での現地調査や林務課職員以外による現地調査結果の確認等により形骸化を防止しつつ、厳格な現地調査にと陸組んでいるところ。

① 要領の改正等運用改善の 県職員や森林組合等の 林業事業体への周知・徹底

- ・ 造林事業の実施要領等の改正内容について、平成28年4月に県職員向けの研修会を開催し、内容を周知。
- ・ 森林組合等の林業事業体向けには、県下5箇所で開催し、写真の添付方法等の運用改善について説明。



② 2人体制での現地調査等 厳格な調査の実施

- ・ 適正な現地調査実施の牽制効果の確保のため、現地調査を2人体制で実施
- ・ 地方事務所林務課職員以外のコンプライアンス推進会議の構成員（副所長等）による現地調査の確認の実施。



林務部コンプライアンス推進行動計画の取組状況 (森林組合の内部管理体制の整備促進等)

- 公認会計士の同行等強化した体制で全18組合への検査を実施(これまで7組合の検査を実施)
- 昨年度、作成支援を行った「ガイドライン」を活用し、各組合での自主点検を行うとともに、県でその結果を確認。
- 県森林組合連合会と連携した専門家指導による森林組合の経営改善の強化

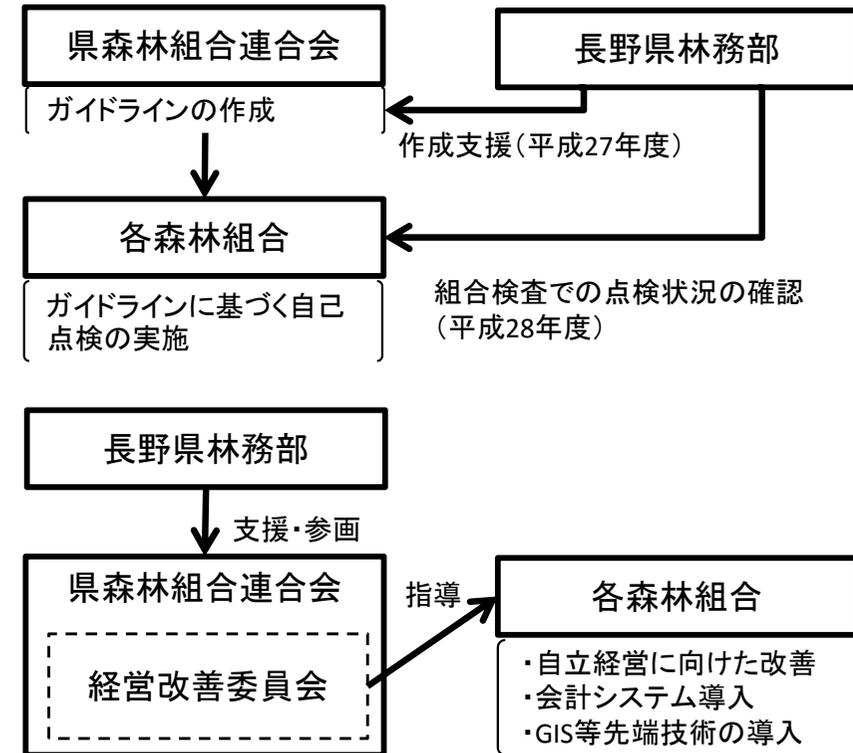
① 公認会計士の同行等強化した体制での組合検査の実施

- ・ 検査体制の強化の一環で、本年度から公認会計士に検査助言を受ける体制を整備し、県内全ての18組合の検査（うち10組合で本庁の行う全面検査）を実施するが、全面検査のうち公認会計士に同行を4日間依頼し、直接検査への助言を受ける。
- ・ 農林水産省から講師2名を招いて「森林組合等検査員研修会」を6月に開催し、検査員の資質向上を図った。



② 「ガイドライン」による森林組合の内部管理体制の整備

- ・ 森林組合のコンプライアンス体制の推進のため、昨年度、県森林組合連合会に対し、「コンプライアンス体制構築のためのガイドライン」の作成支援を実施
- ・ 平成28年度は、各森林組合においてガイドラインに基づく自己点検・改善を実施し、県としては、組合検査において点検状況を確認



③ 森林組合の経営改善の強化

- ・ 県森林組合連合会に委員会を設置し、各森林組合に対して、経営マネジメントや会計、ICTを活用した先進的な林業技術の有識者等を派遣し、改善指導を行う取組を支援（9月補正予算案）
- ・ 県の行う組合検査と車の両輪として、森林組合の経営改善を強力に推進

林務部コンプライアンス推進行動計画の取組状況 (林務部の「しごと改革」の取組【業務棚卸しの実施】)

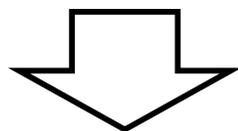
- 林務部の業務全般に対象を拡げ、業務の進め方を見直すため、各職員が業務を進める上での問題や課題を点検する業務棚卸を実施
- 延べ311項目の課題や意見が寄せられたところであり、優先順位をつけ、課題の解消に取り組む。

「しごと改革」の取組趣旨

林務部の業務が県民の皆様からの期待に応えられるものとなるよう、部の業務全般に対象を拡げ、不用不急の業務や非効率な業務の進め方を見直す。

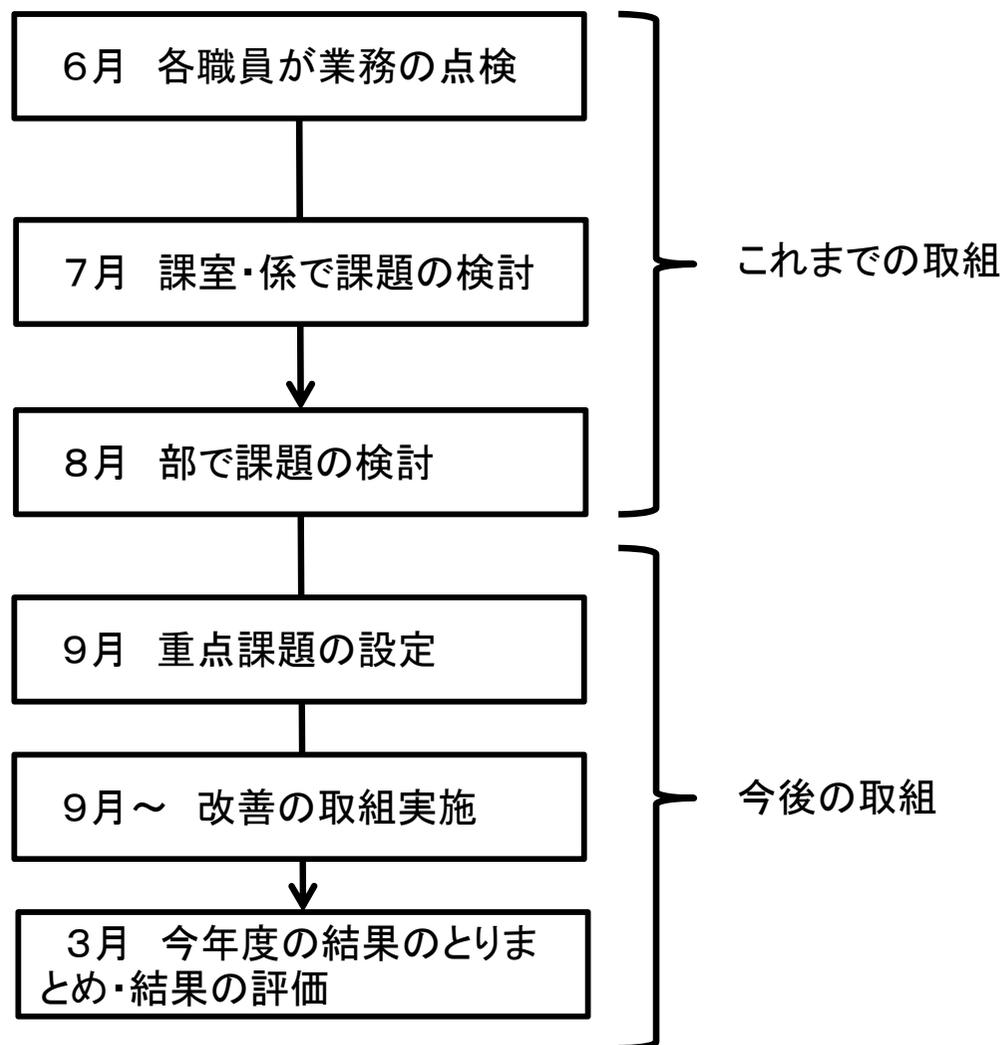
業務棚卸しの実施

各職員が業務を進める上での問題や課題を点検し、組織（部・課室・係）で共有、解決策を検討する取組（業務棚卸し）を実施



その結果、延べ311項目の課題や意見が寄せられたところであり、優先順位をつけ、課題の解消に取り組む

「しごと改革」の取組スケジュール



林務部コンプライアンス推進行動計画の取組状況 (林務部の「しごと改革」の取組【業務棚卸しの結果】)

- 業務棚卸しで寄せられた意見を①部全体で検討する優先テーマ、②ルールの変更を検討する課題、③現行のルールの中で改善に取り組む課題等に分類し、優先順位をつけ改善に取り組む。
- 部全体で検討する優先テーマには、現地機関から出された意見や近年の環境変化を踏まえ、森林法関連業務と鳥獣保護管理業務を選定し、現地機関職員を参画させた検討を行い、今年度中に方向性を検討、ルールの見直し等に取り組む

課題・意見の優先順位づけ

- ① 多くの現地機関から共通的に意見が出され、部全体の問題として優先的に課題解決に取り組むもの(延べ26項目)
テーマ1:保安林解除・林地開発許可等の森林法関連業務
テーマ2:クマ出没、錯誤捕獲等の鳥獣保護管理業務
- ② 課題解決のために現行のルール(※)の変更が必要であり、本庁と現地機関で連携して改善に取り組むもの(延べ123項目)
[※ここでのルールとは法令のみならず明文化されてない統一的な運用を含む]
 - ・ 優先度が高く今年度中に改善するもの(延べ53項目)
具体例:事業者が理解しにくい木材関係規定の体系的整理 など
 - ・ 優先度が低く今年度中の着手を目指すもの(延べ70項目)
具体例:操作が複雑な森林GISの更新と運用方法の検討 など
- ③ 現行のルールの中で実行可能であり、各担当で可能なものから改善するもの(延べ97項目)
 - ・ 優先度が高く今年度中に改善するもの(延べ79項目)
具体例:松くい虫防除を重点化、明確化する対策図の作成 など
 - ・ 優先度が低く今年度中の着手を目指すもの(延べ18項目)
具体例:山地防災の効果的な情報提供について検討 など
- ④ 国や他部局等への提案を検討するもの(延べ30項目)
- ⑤ コンプライアンス推進行動計画等で既に取り組んでいるもの、制度の趣旨等から対応すべきでないもの(延べ35項目)

優先テーマの選定理由

○ 森林法関連業務

保安林の指定解除、保安林における作業・伐採の許可、林地開発許可については、地方事務所林務課において、申請の受付や相談、現地調査等が実施されている。
業務棚卸しの中で「申請書類の補正等に時間がかかる」、「太陽光発電事業による開発行為の増加により利害調整が複雑な案件が増加している」といった意見が出されている。
森林法に基づき知事が実施する許可であり、法令に基づき、適正かつ迅速に行う必要があり課題解決に向け、問題点を現地機関とともに検討し、改善策を検討する。

○ 鳥獣保護管理業務

鳥獣保護管理業務は、鳥獣保護管理法等に基づき、狩猟の適正化(免許業務)や有害鳥獣対策、クマ出没時の緊急対応など幅広い業務を実施している。
近年では、シカの生息拡大等に伴う被害対策の強化や狩猟関係者の高齢化等により、県に期待される役割が大きくなる傾向にある。
業務棚卸しの中でも「クマ錯誤捕獲への対応の負担が大きい」、「鳥獣捕獲許可に関する市町村との役割分担」などへの意見が出されており、課題解決に向け、問題点を現地機関とともに検討し、改善策を検討する。